

兵庫県地域防災計画の主な修正内容

中央防災会議「防災対策推進検討会議」の中間報告を受けて改正された災害対策基本法、防災基本計画の内容等を踏まえ、兵庫県地域防災計画（地震災害対策、風水害対策）を修正する。

なお、兵庫県では南海トラフ巨大地震について、独自の津波浸水シミュレーション、被害想定調査を実施中であり、それらの結果と対策については次回以降の修正に反映する予定である。

1 災害対策基本法改正（H24.6） 防災基本計画修正（H24.9）を踏まえた見直し

中央防災会議防災対策推進検討会議中間報告を受けて改正された災害対策基本法、防災基本計画の内容を反映した修正を行う。

- (1) 応援・受援に関する規定の充実 【資料3(地震編)P241～250】【資料4(風水害編)P208～217】
従来の「防災関係機関等との連携促進」を「県域の被害への対応」「県外の被災地に対する応援」に分割し、内容を充実。
 - ・災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定が拡充され(法第68条、第72条)、国による調整規定が新設された(法第74条の2)ことによる修正。
- (2) 救援物資等を被災地に確実に供給するしくみの新設（法第86条の7～86条の9）
【資料3(地震編)P282、P296】【資料4(風水害編)P251、P266】
運送業者である指定公共機関又は指定地方行政機関に対する救援物資等の運送要請等に関する記載を追加。
- (3) 広域一時滞在に関する調整規定の創設（法第86条の2～6）
【資料3(地震編)P291】【資料4(風水害編)P261】
市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）について、受入れ手続、広域避難者所在情報の共有等について記載。
- (4) 住民による教訓伝承（法第7条） 【資料3(地震編)P179】
住民による災害教訓の伝承及び県の災害教訓伝承を強調。
- (5) 女性等の参画の拡大（法第15条） 【資料3(地震編)P1、P45】【資料4(風水害編)P1、P17】
防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画拡大を記載。
- (6) 複合災害への対応 【資料3(地震編)P48、P194】【資料4(風水害編)P20、P162】
自然災害に伴う石油コンビナートの事故、地震直後の風水害などの複合災害に備えた体制及び訓練の実施について記載。

2 県の施策展開に伴う修正

(1) 新しい「災害時要援護者支援指針」の策定

【資料3(地震編)P100、P315】【資料4(風水害編)P67、P285】

東日本大震災等の教訓を踏まえて新たに策定した指針の内容を反映。

【主なポイント】・災害時要援護者名簿の地域との共有を推進

- ・災害時要援護者の個別ニーズに対応した個別支援計画を作成
- ・介護保険事業者等との連携強化を推進
- ・災害後にニーズに応じた支援を提供するしくみの構築 等

(2) 新しい「避難所管理・運営の指針」の策定

【資料3(地震編)P100、P315】【資料4(風水害編)P67、P285】

避難所の管理・運営に関する対策の充実やマニュアル作成を支援するため、避難所管理・運営の指針を策定。

【主なポイント】・福祉避難所の設置

- ・女性の視点の反映(体制づくり、女性への配慮等)
- ・備蓄物資・通信手段の充実(災害時要援護者にも配慮した備蓄物資、アレルギー対応食料への配慮、NTT特設公衆電話等)
- ・衛生活況確保の充実(トイレ対策、感染症予防対策等)

(3) 県外災害ひょうご緊急支援隊の創設 【資料3(地震編)P53】【資料4(風水害編)P25】

県は、県外で大規模な災害が発生したときは、「県外災害ひょうご緊急支援隊」を被災自治体に派遣し、応急対策業務を支援。

(4) 総合治水条例の制定 【資料4(風水害編)P91】

総合治水条例に基づき、「河川下水道対策」「流域対策」「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に取り組むことを記載。

3 大阪国際空港の民営化に伴う修正

大阪国際空港の管理が関西国際空港株式会社に移管されたことに伴い、所要の修正を行う。

【資料3(地震編)P7】【資料4(風水害編)P7】

4 その他の主な修正内容

(1) 津波警報の変更 【資料3(地震編)P204】

東日本大震災での甚大な津波被害を受け、平成25年3月7日から変更された津波警報・注意報の発表方法や表現を記載。

【変更の概要】

マグニチュード8を超えるような巨大地震による津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを発表するとともに、簡潔な表現で避難を促すこととされた。

(2) 基幹的広域防災拠点との連携 【資料3(地震編)P67】【資料4(風水害編)P38】

近畿圏における基幹的広域防災拠点である近畿圏臨海防災センターとの連携を図る旨を記載。